

工事請負契約変更状況(6月分)

平成28年7月5日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
127219	林政課	林道萩内沢・萩内沢2号線災害復旧その4工事	32,367,600	35,898,120	30,665,520	33,728,400	1,360,800	4.2%	(9)	1	H28.6.3	開成建設(株)
127213	道路建設課	市道本町通二丁目上田四丁目線歩道整備工事	27,399,600	27,681,480	23,502,960	28,036,800	637,200	2.3%	(9)	1	H28.6.6	(有)黒澤建設
127212	道路建設課	市道南大橋明治橋線歩道新設工事	34,776,000	36,763,200	31,065,120	35,276,040	500,040	1.4%	(9)	1	H28.6.6	みちのく工業(株)
127216	道路建設課	市道下田生出線道路改良工事その2	3,202,200	3,781,080	3,174,120	4,030,560	828,360	25.9%	(4)	2	H28.6.6	(株)熊坂建設
127215	道路管理課	市道新幹線側道1号線354-1号橋橋梁補修その3工事	12,960,000	13,085,280	10,825,920	13,155,480	195,480	1.5%	(9)	1	H28.6.8	開成建設(株)
127214	道路建設課	市道一の渡岩洞湖線道路改良工事	51,062,400	58,079,160	49,953,240	51,573,240	510,840	1.0%	(9)	1	H28.6.8	(株)高光建設
128003	市街地整備課	太田地区宅地造成その1工事	1,944,000	2,015,280	-	2,397,600	453,600	23.3%	(4)	1	H28.6.8	(株)石名坂
127217	道路建設課	市道高櫓線歩道新設その2工事	12,990,240	15,360,840	12,990,240	13,266,720	276,480	2.1%	(9)	1	H28.6.17	(株)丸勝興建
127207	道路建設課	市道みたけ4号線歩道新設附帯工事	6,156,000	6,192,720	-	5,813,640	-342,360	-5.6%	(4)(6)	3	H28.6.24	岩手建工(株)
127221	道路建設課	市道柘沢橋線仮橋設置その4工事	3,888,000	4,095,360	-	2,953,800	-934,200	-24.0%	(7)	1	H28.6.24	樋下建設(株)
127202	教委総務課	盛岡市立北陵中学校校舎耐震補強工事その3	42,930,000	46,062,000	41,200,920	44,661,240	1,731,240	4.0%	(4)	2	H28.6.27	(株)高光建設
127073	道路管理課	市道本町通一丁目新庄町2号線上の橋橋梁補修工事	76,140,000	76,340,880	64,686,600	103,050,360	26,910,360	35.3%	(4)	3	H28.6.28	(株)高光建設
127183	道路建設課	市道柘沢橋線道路改良外工事	49,140,000	49,717,800	42,288,480	56,986,200	7,846,200	16.0%	(4), (6), (9)	3	H28.6.28	(有)光明園
127210	河川課	普通河川館沢川河川改修工事	96,638,400	111,526,200	96,074,640	96,847,920	209,520	0.2%	(9)	1	H28.6.30	(株)内澤建設
527137	浄水課	米内浄水場水道記念館耐震対策及び整備活用工事その1	35,316,000	37,184,400	33,009,120	37,520,280	2,204,280	6.2%	(4), (6)	1	H28.6.30	(株)杜陽住建

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。

(3) 設計図書の表示が明確でないとき。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。

- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。